

改正

昭和46年9月7日条例第45号

昭和48年3月28日条例第16号

昭和58年6月22日条例第18号

昭和59年12月25日条例第29号

平成3年6月20日条例第19号

平成12年3月25日条例第3号

平成17年6月27日条例第20号

平成24年12月19日条例第41号

木更津市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき木更津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 木更津市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛官のうちから市長が任命する者

- (3) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織（災害対策基本法第5条第2項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月7日条例第45号）

この条例は、昭和46年9月10日から施行する。

附 則（昭和48年3月28日条例第16号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月22日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月25日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（木更津市防災会議委員の任期の特例）

- 2 平成26年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の木更津市防災会議条例第3条第5項第9号の規定により委嘱された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。